

令和7年度第2回労使間意見交換会

議事要旨

1 日 時：令和8年1月27日（火）9：58～11：23（85分）

2 会 場：統計部第3・4会議室（北別館1階：ドアNo.112）

3 出席者：

農林水産省	川 本 登	大臣官房秘書課長
同	中 尾 学	大臣官房予算課長
同	上 杉 和 貴	大臣官房地方課長
同	坂 内 啓 二	大臣官房統計部管理課長
同	望 月 光 頸	消費・安全局総務課長
同	武 田 裕 紀	農産局総務課長
同	峯 村 英 児	経営局総務課長
同	鈴 木 徹	農村振興局総務課管理官
同	羽子田 知 子	農林水産技術会議事務局研究調整課長
同	小 林 保 幸	林野庁林政課長
同	水 野 秀 信	水産庁漁政課長
同	浪 岡 耕 一	大臣官房秘書課人事調査官
同	渡 邊 桃 代	大臣官房秘書課調査官

全農林労働組合中央本部	関 真 寿	書記長
同	神 崎 信 夫	組織教宣部長
同	西 山 幸 宏	調査交渉部長（非現業担当）
同	千 葉 信 弘	調査交渉部長（独法担当）

（渡邊秘書課調査官）

ただいまから、令和7年度第2回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、川本秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明する。

（川本秘書課長）

本日は、「令和8年度農林水産予算概算決定」と「令和8年度組織・定員」を議題として労使間意見交換会を開催する。

いずれの議題も重要な案件であり、有意義な意見交換としたいので、御協力をお願いする。

(渡邊秘書課調査官)

本日は2つの議題があるため、2部構成で実施することとしたい。

配付資料は、第1部資料として「令和8年度農林水産予算の概要」を、第2部資料として「令和8年度組織・定員について」をそれぞれ使用する。

それでは、第1部の出席者を紹介する。

当局側として、川本秘書課長、中尾予算課長、上杉地方課長、坂内統計部管理課長、望月消費・安全局総務課長、武田農産局総務課長、峯村経営局総務課長、鈴木農村振興局総務課管理官、羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長、小林林野庁林政課長、水野水産庁漁政課長、浪岡秘書課人事調査官、それに秘書課調査官の渡邊である。

職員団体側として、関書記長、神崎組織教宣部長、西山調査交渉部長（非現業担当）、千葉調査交渉部長（独法担当）である。

最初に、資料1「令和8年度農林水産予算の概要」について、中尾予算課長から説明する。

(中尾予算課長)

令和8年度農林水産関係予算について説明する。

お手元の冊子資料1の2頁の全体概要を御覧いただきたい。

令和8年度当初予算額は2兆2,956億円であり、農業関係予算の5つの柱立てに、林野・水産を合わせた7つの柱立てで整理している。

「1 食料安全保障の強化」については、農業構造転換集中対策、米の安定供給、麦・大豆等の本作化、品目ごとの生産性向上や販売力強化、飼料生産に立脚した酪農・肉用牛支援、肥料の備蓄、合理的な価格の形成、物流の効率化、食品アクセス確保、大規模輸出産地の形成や戦略的な輸出体制の整備・強化、国民理解醸成、食品産業と農林漁業の連携強化等に必要な予算を確保している。

「2 農業の持続的な発展」については、地域計画の見直し・実現を後押しする機械導入、新規就農の推進、スマート農業技術の活用促進のための環境整備やサービス事業体の育成・活動の促進、農地の大区画化、水利施設の計画的な更新、経営安定対策の適確な実施、飼養衛生管理の向上や監視・防疫体制の強化等に必要な予算を確保している。

「3 農村の振興」については、官民共創、農泊・農福連携など「里業」の推進、農村RMOの形成、鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進等に必要な予算を確保している。

「4 環境と調和のとれた食料システムの確立」については、有機農産物の生産・需要拡大等に必要な予算を確保している。

「5 多面的機能の発揮」については、農業の多面的機能の発揮の促進を図るため、共同活動、中山間地域等における農業生産活動、環境保全に資する農業生産活動の支援等に必要な予算を確保している。

「6 2050 年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に向けた森林資源循環利用施策の総合的な展開」については、グリーン成長総合対策としての森林の集積・集約化、路網の整備・機能強化、建築物への木材利用の促進、「森業」の推進、スギ人工林の伐採・植替え等に必要な予算を確保している。

「7 海洋環境の激変に適応するための水産業の強靭化」については、海洋環境の急激な変化をリアルタイムに把握するための資源調査・評価の推進及び管理体制の構築、漁業経営安定対策の着実な実施、海業の全国展開等に必要な予算を確保している。

説明は以上である。

(関書記長)

本日の意見交換会は、新たな基本計画を踏まえ、農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するための大変重要な予算、組織・定員等の意見交換であると位置付けている。

厳しい社会・経済情勢のなか、例年に増して予算案確定に向けて大変な作業であったものと思われる。まずは、冒頭、各原局担当者の皆さんをはじめ、関係各位のこの間の対応に敬意を表したい。

今ほど、農林水産予算概算決定の概要について説明を受けたところであるが、2026 年度予算は、農業構造転換集中対策の2年目を迎えるにあたり、施策をより着実に実施するために重要な予算である。そのため別枠予算を含め大幅な増額要求を行ったところであるが、今年度当初予算より 250 億円・1.1%増の2兆 2,956 億円にとどまっており、食料安全保障の強化をはじめとする農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するためには、当初予算として十分に確保する必要がある。

一方、重要施策を一体となって担う所管独立行政法人においては、2026 年度から次期中長期目標・計画が開始されることから、これまで以上に安定した法人運営を行うための

重要な予算である。しかし、毎年度、運営費交付金及び施設整備費補助金が減額され、研究業務や事務事業の推進及び職場の労働環境に影響が生じている。そのため、2026 年度概算要求では効率化係数の見直しも含め予算要求を行ったところであるが、次期計画を着実に実行するための十分な予算を確保する必要がある。

農林水産行政を担う現場は、年々増加する業務量に対して定員削減の継続や欠員の不補充による人員不足、研究や事務・事業に必要な予算不足が最大の課題となっている。このことから、予算執行にあたっては、農林水産行政の着実な推進はもとより、それを支える組合員の労働条件上の課題や業務運営上の問題に対し、当局・主務省としての責任ある対応を求める。

私からは以上を申し上げ、具体的な内容について担当より伺う。

(西山調査交渉部長)

農林水産省の 2026 年度当初予算は、新たな基本計画を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、食料安全保障の強化等に向けた農林水産政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現するための重要な予算である。そのようななか、日本中央競馬会からの 250 億円の財源拠出を除けば、今年度予算と同額となっているが、当初予算は十分に確保出来たのか。どのように受け止めているのか。必要な予算確保に向け、どのように取り組んできたのか。

また、超過勤務手当や旅費、庁費など業務遂行に必要な予算は十分に確保出来たのか。

(中尾予算課長)

令和 8 年度当初予算については、概算要求を踏まえ、必要な予算の確保に最大限努めた結果として、令和 7 年度補正予算で措置されたものも含め、新たな食料・農業・農村基本計画の実行など、農林水産業をめぐる諸課題にしっかりと対処できる予算を確保できたものと考えている。

また、超過勤務手当や旅費、庁費等の業務遂行に必要な予算、暫定再任用短時間勤務及び定年前再任用短時間勤務に係る人件費についても、各職場の実情に合わせて当初予算で確保している。

(西山調査交渉部長)

2025年度補正予算として、昨年度より 924 億円増の 9,602 億円が措置されているが、新たな基本計画を踏まえた施策を円滑に実施するためには当初予算として要求すべきではなかったのか。

(中尾予算課長)

新たな基本計画を踏まえた施策を円滑に実施するための予算については、令和8年度概算要求において2兆6,558億円を要求したほか、農業構造転換集中対策に係る経費などを始めとした事項要求も行ったところ。

概算要求を踏まえ、必要な予算の確保に最大限努めた結果として、令和7年度補正予算で措置されたものも含め、施策を円滑に実施するために必要な予算を確保できたものと考えている。

(西山調査交渉部長)

農業構造転換集中対策、食料安全保障の強化、国土強靭化及びTPPに係る経費については、事項要求として予算編成過程で検討するとされていたが、今回の予算額にそれぞれどのように反映されているのか。

また、骨太方針2025や衆参農水委員会の附帯決議に示された別枠予算について、対策の期間や総額はどのようにになっているのか。

(中尾予算課長)

農業構造転換集中対策、食料安全保障の強化に係る経費については補正予算と当初予算を合わせて、国土強靭化、TPPに係る経費については補正予算で必要な予算を確保している。

また、骨太方針2025で「機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保」することとされた農業構造転換集中対策については、新たな基本法の初動5年間である令和7年度から令和11年度までを対策期間としており、農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成等の施策を実行するため、5年間で事業規模概ね2.5兆円、うち国費概ね1.3兆円が必要であると考えている。

(西山調査交渉部長)

農業構造転換集中対策について、新たな基本法に基づく初動5年間の農業構造転換集中対策期間に集中的・計画的に推進するとして補正予算を含め大幅に増額しているが、地方農政局等及び県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(中尾予算課長)

農業の構造転換を新たな基本法の初動5年間で着実に進めていくためには、省を挙げて、農業構造転換集中対策を迅速かつ着実に推進していく中で、現場の声を反映していくことが不可欠である。

地方農政局及び県域・地域拠点の具体的な関わり方については、事業ごとに差はあるが、

業務の合理化・効率化を図りつつ、事業内容等の現場への周知・提案、事業の審査、交付決定等の必要な手続の実施に加え、各事業に対する現場の声を集めていただき、より良い事業への見直しに繋げていくことが重要と考えている。

(西山調査交渉部長)

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業について、用途ごとの米に関する生産から消費までのそれぞれの取組を総合的に支援するとして、補正予算を含めて新たに措置されたが、地方農政局等及び県域・地域拠点はどのように関わるのか。

(武田農産局総務課長)

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業は生産から消費までのそれぞれの取組を総合的に支援する8つの事業を束ねたパッケージとなっており、事業全体について現場や関係各所への周知や助言等の事務を担っていただくこととしている。

また、このうち、持続的種子生産総合対策事業、生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業及び米穀需給変化対応事業については、交付事務等を地方農政局等にお願いすることを想定している。

詳細は決まり次第説明することから地方農政局等においては、執行面においてもご協力いただきたいと考えている。

(西山調査交渉部長)

水田活用の直接支払交付金等について、本年度予算より118億円の減額となっているが、事業の実施に支障は生じないのか。

(武田農産局総務課長)

水田活用の直接支払交付金等の予算額は、主食用米の作付面積が令和8年産の生産見通し711万トンに相当する面積になった場合でも余裕を持って対応できる額となっている。

(西山調査交渉部長)

コメ新市場開拓等促進事業について、需要拡大が期待される作物を生産する農業への転換を支援するとして、大幅に増額しているが、地方農政局等及び県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(武田農産局総務課長)

関わり方に変更はないが、酒造好適米について、安定供給を図るために当省事業として初めて支援対象に設定したところであり、初めて支援対象となる酒造好適米の生産者につ

いては、本事業の支援スキームに不慣れな可能性もあることから、丁寧な周知をお願いしたいと考えている。

(西山調査交渉部長)

共同利用施設の整備支援について、食料システムを構築するとして補正予算を含めて大幅に増額しているが、地方農政局等及び県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(武田農産局総務課長)

これまでと同様、地方農政局等及び県域・地域拠点では事業の審査など必要な手続きや現場への周知などを行っていただくことを想定しており、これら関わり方に変更はない。

(千葉調査交渉部長)

スマート農業技術活用促進総合対策について、スマート農業普及のための環境整備を行い、スマート農業の社会実装に向けた取組を総合的に展開するとしているが、事業の推進に必要な予算は十分に確保出来たのか。また、農研機構の要求どおりの予算は確保出来たのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

スマート農業技術の開発・供給の推進については令和7年度補正予算の「スマート農業技術開発・供給加速化対策」で89.7億円を確保するとともに、令和8年度当初予算の「スマート農業技術活用促進総合対策」で、普及のための環境整備について3.41億円を計上するなど、事業の推進に必要な予算を確保している。

また、農研機構が実施主体になる事業については、令和7年度補正予算で「重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）」及び「スマート生産方式 SOP（標準作業手順書）作成研究」、令和8年度当初予算の「スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）の運営」の一部で、それぞれの事業の実施に必要な予算を確保している。

このほか、生研支援センターにおいて資金配分業務を担うスマート農業技術の研究開発事業について業務の実施に必要な予算を確保している。

(西山調査交渉部長)

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業について、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援するとして補正予算を含めて大幅に増額しているが、地方農政局等及び県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(武田農産局総務課長)

本事業のうち、スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策（サービス加速化事業）については、地方農政局等において審査業務に多大な時間が割かれたこと等を受け、定員要求において各局に事業執行に係る専門職ポストを新設したとともに、事業執行においては、書類審査機関での申請書の事前確認を要件とし、全国団体に当該事務を外部移管することで、本事業を執行する上で実務上の負担となってきた申請支援に係る業務を大幅に軽減することとした。

また、令和7年度補正で新たに措置したスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（スマ転事業）については、産地が一体となって、品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を進めることを目的としており、産地生産基盤パワーアップ事業と同様、地方農政局等を通じ、都道府県に対する要望調査の実施や割当内示等を行うスキームとした。本事業は、個別担当課のみではなく生産部局が一体となって推進する必要があるため、局内の実施体制の整備も含め柔軟な執行体制を確立して対応してまいりたい。

(千葉調査交渉部長)

農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、様々な分野のアイデア・技術等を導入した産学官連携研究を促進するとしているが、事業の推進に必要な予算は十分に確保出来たのか。また、農研機構の要求どおりの予算は確保出来たのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

オープンイノベーションの促進については、「「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出」において、令和8年度当初予算の「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」等で21.84億円を計上するとともに、令和7年度補正予算の「アグリテック系スタートアップ重点化支援対策」で20.7億円を確保している。

また、これらの事業のうち生研支援センターにおいて資金配分業務を担う部分について、業務の実施に必要な予算を確保している。

(千葉調査交渉部長)

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能を強化するための予算として、補正予算において46.75億円が認められたが、施設の整備・改修に必要な予算額を確保出来たのか。

また、農研機構と国際農研には、それぞれいくらが交付され、老朽化した施設を解体・撤去する費用を含んだものとなっているのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

農業関係試験研究国立研究開発法人の機能強化予算については、令和7年度補正予算において、農研機構と国際農研における施設の整備・改修に必要な予算を確保している。

なお、補正予算額46.75億円のうち農研機構へは44.84億円、国際農研へは1.91億円の予算措置となっており、老朽化施設の解体・撤去が必要となる整備については、その費用を含んだものとなっている。

(千葉調査交渉部長)

これまで懸案事項になっていた農研機構種苗管理センター八岳農場の業務移転及び用地返還の原状復帰に十分な予算は確保出来たのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

種苗管理センター八岳農場における業務移転及び用地返還に向けた予算については、土壤の原状回復等に当たり必要な予算を確保している。

(千葉調査交渉部長)

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発として、補正予算において30.1億円が措置されたが、今後の物価や人件費の上昇も踏まえた予算は確保出来たのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発の予算については、令和7年度補正予算において、物価や人件費の上昇も踏まえた必要な額を措置したところである。

(千葉調査交渉部長)

グローバル地域への農業技術の展開（アジアモンスーン事業フェーズ2）について、新たに措置されたが、円安が続くとの予測がされるなか、海外での活動に十分な予算は確保出来たのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

本事業の予算については、直近の為替レートを反映しつつ積算しており、実証研究の対象技術・地域の拡大や現地関係機関等との連携による技術の普及に向けた取組等に必要な予算は確保されたものと考えている。

(西山調査交渉部長)

農業農村整備事業について、国営土地改良事業所等における旅費、庁費等の事務費は十分に確保出来たのか。また、職員の負担軽減策として示されている工事・監督事務の外注

や非常勤職員等の雇用などに必要な予算は確保出来たのか。

(鈴木農村振興局総務課管理官)

国営土地改良事業の実施に必要となる事務費については、業務遂行に必要な予算を確保できたものと考えている。

また、工事の発注・監督事務の外注や非常勤職員の雇用などについても、国営土地改良事業の推進のために必要な予算額を計上しているところであり、事業の実施に当たっては、引き続き効率的な執行に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

経営所得安定対策の業務の見直し等が進められるなか、業務遂行に必要な非常勤職員を雇用する予算は十分に確保出来たのか。

また、経営所得安定対策等推進事業費について、本年度予算より0.58億円の減額となっているが、業務の移管により農業再生協議会の業務が増加するなかで、運営に支障は生じないのか。

(武田農産局総務課長)

経営所得安定の業務遂行に必要な非常勤職員の雇用等の予算は、庁費として令和7年度に対前年5%増の11.5億円を確保したが、令和8年度も対前年6千円減の11.5億円とほぼ同額とし、近年の人事費上昇を踏まえた額を確保している。

経営所得安定対策等推進事業費については、本年度予算より1%の減額となったが、引き続き、業務の見直し等を進めるとともに、農業再生協議会等に対して、令和7年度補正予算である畠地化促進事業（産地づくり体制構築等支援）等の活用も促す等運営に支障を来さないよう丁寧に対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

動物検疫所においては、物価の高騰を踏まえ、動物検疫体制の充実強化に必要な旅費・庁費等は十分に確保出来たのか。また、高病原性鳥インフルエンザ等の対応に必要な旅費・庁費等は十分に確保出来たのか。

さらに、国内における違法輸入畜産物への対応強化として、事業者への指導及び違法輸入畜産物の販売への対応を行うとしているが、具体的にどのような業務を行うのか。業務遂行に十分な予算は確保出来たのか。

(望月消費・安全局総務課長)

検疫事業費については、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病

の侵入防止対策費用を含む検査・検疫業務に必要な予算を計上したところである。

また、国内における違法輸入畜産物への対応として、違法輸入畜産物の販売等を行っていることが疑われる店舗等への指示を行うとともに、違法輸入畜産物の販売への対応を強化することとし、これについても必要な予算を計上したところである。

(西山調査交渉部長)

植物防疫所においては、物価の高騰を踏まえ、輸出入・国内防疫業務に必要な庁費等は十分に確保出来たのか。また、病害虫の侵入リスクの増大、地方空港等の国際線の増加や栽培地検査等に必要な旅費等及び非常勤職員の雇用経費等は十分に確保出来たのか。

(望月消費・安全局総務課長)

輸出入・国内検疫業務に必要な植物検疫重要病害虫の侵入防止対策や輸出国において実施される検疫措置を監視するためのモニタリング等の予算を計上するとともに、地方空港等の国際線の増加や栽培地検査等に必要な経費、非常勤職員の雇用経費等についても引き続き必要な予算を計上しているところである。

(西山調査交渉部長)

全国的に熊による被害が激増しているなか、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等を支援するとして補正予算を含めて大幅に増額しているが、地方農政局等及び県域・地域拠点の関わりに変更はあるのか。

(鈴木農村振興局総務課管理官)

鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進については、現行の鳥獣被害防止総合対策交付金により、侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入、処理加工施設等における人材育成などに必要な経費を支援することとしており、これまでと同様、地方農政局等及び県域・地域拠点では事業の審査、交付金の交付など必要な手続や現場の情報収集などを行っていただくことを想定しており、これらの関わり方に変更はない。

(千葉調査交渉部長)

令和7年度補正予算で措置された花粉の少ない森林への転換促進緊急対策をはじめ、森林整備機構が担うこととなる各事業には、いくらの予算が措置されたのか。また、事業の実施に十分な予算は確保出来たのか。

(小林林野庁林政課長)

原種苗木の増産及び苗木大量増産技術の開発に必要な施設整備について、必要額（花粉

の少ない森林への転換促進緊急総合対策：55.6億円の内数）を確保している。

（千葉調査交渉部長）

水産資源調査・評価推進事業等について、漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造予算は十分に確保出来たのか。

また、水研教育機構は、使用開始から20年以上となる調査船等を6隻保有しているが、安全な運航と調査の実施に必要となる計画的な修繕・部品交換のための予算及びドック経費などについては、物価上昇を踏まえ十分に確保出来たのか。

（水野水産庁漁政課長）

漁業調査船「蒼鷹丸（そうようまる）」の代船建造予算については、令和5～8年度の建造計画の最終年度として、当該計画に従った必要額を確保している。

また、調査船舶のメンテナンスや修繕にかかる経費については、厳しいシーリングの中でできる限りの予算を確保したところであり、今後とも、船舶の運行及び安全性に支障がないよう対応してまいりたい。

（西山調査交渉部長）

燃料等の高騰を踏まえ、漁業取締船（官船）の安全運航、取締業務に十分な予算は確保出来たのか。また、令和7年度補正予算として24.04億円が措置されているが、どのような用途で使用するのか。

さらに、令和8年度中に就役するとしている白鷺及び白鷗丸の代船建造予算は確保出来たのか。

（水野水産庁漁政課長）

取締官船の安全航行に係る経費（修繕費や物品役務費等）については、補正予算による措置も含め、安全運航、取締業務に必要な予算の確保に努めたところである。

なお、燃料費については、物価の高騰等の影響があり、大変厳しい状況であるものの、応援派遣や出入港地の見直し、経済航行や漂泊監視の積極的な選択等により、漁業取締りに支障が生じないよう対応してまいりたい。

また、補正予算については、「白鷺（しらさぎ）」の代船建造経費及び各官船の船舶改装費や燃料費等に充てることとしている。

なお、「白鷗丸（はくおうまる）」の代船建造経費については、厳しいシーリングの中で令和8年度予算では措置できなかったものの、令和9年度以降の予算要求に繋げてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

能登半島地震により被災した農業用機械・施設等の再建・修繕等を支援するとして補正を含めて措置されたが、地方農政局はどのように関わるのか。また、事業実施に必要な旅費及び庁費等の事務費は確保出来たのか。

(峯村経営局総務課長)

能登半島地震及びその被災地域における豪雨により被災した農業用機械・施設等の再建・修繕等の支援は、これまでも予備費や補正予算を活用して行ってきたものであり、北陸農政局本局には、引き続き県等との連絡調整、交付事務等に取り組んでいただきたい。

また、事業の実施に必要な旅費及び庁費等の事務費は確保できたものと考えている。

(千葉調査交渉部長)

各独立行政法人の効率化係数について、見直しも含め検討しているとの見解が示されているが、どのように要求を行い、結果はどのようになったのか。また、結果について、主務省としてどのように受け止めているのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

各法人の効率化係数については、各法人の事務・事業の実態や交付金の執行状況を踏まえ見直し要求を行っており、引き続き次期中長期目標等の策定に向けた財務省協議の中で議論してまいりたい。

(千葉調査交渉部長)

運営費交付金の業務経費を確保するための知財収入等の自己収入のうち、控除対象外となる経費の項目や、効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて要求しているとしていたが、拡充は図られたのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

運営費交付金の業務経費を確保するため、自己収入のうち控除対象外となる経費の項目や効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などについて、法人毎の状況に応じて要求を行ったところであり、引き続き次期中長期目標等に策定に向けた財務省協議の中で、適用除外となる範囲の拡充などについて議論してまいりたい。

(千葉調査交渉部長)

各独立行政法人において、定年延長、再任用、再雇用に必要な人件費予算は確保出来たのか。また、今年度末は定年退職者が発生しないが、組織の維持・活性化に必要な新規採

用者の確保に必要な人件費予算は確保されているのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

各法人における定年延長、再任用、再雇用に必要な人件費を含めた職員の雇用に関する経費については、各法人からの要望を踏まえ予算要求を行ったところであり、各法人の運営に必要な予算を確保できたものと考えている。

(千葉調査交渉部長)

令和8年度当初予算において、家畜改良センター、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構については、施設整備費補助金がまったく認められなかつたが、その理由は何か。

また、令和7年度補正予算において、運営費交付金及び施設整備費補助金が191億円措置されているが、法人の運営等に必要な予算は当初予算で確保すべきではないのか。

(羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長)

家畜改良センター、国際農林水産業研究センター、森林研究・整備機構及び水産研究・教育機構の施設整備費補助金については、その緊要性が認められるものについては、令和7年度補正予算にて前倒しで予算が措置されたところである。

なお、そのほか各法人の運営等に必要な予算については、令和8年度当初予算で確保できたものと考えている。

(千葉調査交渉部長)

農林水産消費安全技術センターは、分析機器の更新が困難になることから、業務改革の取組を進めているが、必要な分析機器等の更新費用に係る予算は、法人の要望どおり確保出来たのか。

(望月消費・安全局総務課長)

農林水産消費安全技術センターが保有する分析機器等の更新費用を含む運営費交付金については、物価高騰に対応した業務経費を確保するなど、厳しい財政状況の中で法人の運営に必要な予算は概ね確保できたものと考えている。

(渡邊秘書課調査官)

以上をもって、第1部を終了する。

当局側として第1部のみの対応となる中尾予算課長、峯村経営局総務課長、羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長は退席する。

退 席：中尾予算課長、峯村経営局総務課長、
羽子田農林水産技術会議事務局研究調整課長
新規着席：なし

(渡邊秘書課調査官)

それでは、第2部を始める。

「令和8年度組織・定員」について、私の方から説明させていただく。

令和8年度組織・定員については、農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障を確保するため、所要の体制整備を図ることとしている。

組織については、名称はいずれも仮称であるが、米の輸出について一貫して取り組む課長級の「米穀輸出促進官」を農産局に、米の流通の実態を把握し、円滑な流通に向けた関係業界等との調整を行う「米流通対策官」を農産局穀物課に、受け手が位置付けられていない農地等を引き受ける農業法人等の支援に強力に取り組む「担い手・法人総合対策室」を経営局経営政策課に、「地方みらい共創戦略」に基づき、農林水産地域の活性化に向け、里業、森業の取組を推進するため、「農泊・里業推進室」を農村振興局都市農村交流課に、「森業振興室」を林野庁森林利用課に設置することとしている。

定員増については、農業の構造転換を推進するための体制の強化に153人、森林の循環利用の推進と災害に強い森林づくりに向けた体制の強化に23人、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化に18人、その他、海業を推進するための体制強化に1人、業務効率化に資するDXに係る体制整備等に20人の計215人の増員のほか、定年引上げの影響を緩和して新規採用者を確保するための特例定員が181人措置されたところである。

定員減については、令和8年度分の定員合理化数293人、府省間再配置31人、業務改革による減37人、アタッシェ合理化減1人、時限到来に伴う減42人の合計404人となったところである。

(関書記長)

今ほど2026年度の組織・定員について説明を受けたが、新たな基本計画を踏まえた農林水産業をめぐる諸課題に的確に対応するためには、本省・地方組織が一体となって施策を推進するための体制強化と現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置が極めて重要となる。

組織要求は全て認められたところであるが、2026年度新規増員については、本年度より27人増加、査定率は12.5%上回ったが、新規増員は215人、査定率65.5%に止まって

おり、今後も更なる新規増員の確保にむけた対策が必要である。

また、内閣人事局が公表した令和8年度定員審査結果では、農林水産省及び復興庁以外の府省庁は純増となっているのに対し、農林水産省だけが189人の突出した純減となっており、大変不満な結果と言わざるを得ない。

今後、基本計画に基づく食料安全保障の強化など新たな農林水産施策を推進するためには、地方組織に偏重した定員削減を改め、確実な人員の配置と若手職員等の更なる配置が必要であることを求め、具体的な内容については担当より伺う。

(西山調査交渉部長)

新たな基本計画等に基づく施策を推進するなか、組織・定員要求の査定結果について、当局としてどのように受け止めているのか。査定省に対して、当局としてどのように対応してきたのか。

また、本年より新規増員が増え査定率も上回ったが、この流れを継続することが重要である。その上で、更なる新規増員を確保するためには、時限増員を大幅に増やす必要があるとともに、定員純減を解消するためには、定員合理化数以外の「その他減」を減らす必要があるのではないか。

(渡邊秘書課調査官)

新たな食料・農業・農村基本計画の下、農業の構造転換を集中的に推し進めるとともに、農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応するため、必要な定員の確保に向けて最大限取り組んできたところであり、必要な定員は確保できたものと考えている。

時限定員については、災害対応などの機動的な対応を要するものについて、引き続き、必要な定員を要求してまいりたい。

「その他減」については、府省間再配置や業務改革による減等が含まれるが、このうち府省間再配置については、厳しい査定環境の下、査定当局から、当省と親和性のある業務を行っている他府省に対して定員を振り替えるよう強く求められているところである。また、業務改革による減については、新しい行政ニーズに積極的に対応するため、現行組織における業務内容や職員の年齢構成等を踏まえ業務改革に一層取り組む観点から、当省において独自に実施したものである。

(西山調査交渉部長)

2026年度組織・定員の重点事項について、各重点事項内の項目毎に本省・地方組織への配置数を示すこと。

(渡邊秘書課調査官)

まず、配付資料の「1 農業の構造転換を推進するための体制の強化」のうち、
①の米の輸出・流通対策関連については、本省に米穀輸出促進官（仮称）、米流通対策官（仮称）を設置するほか6人、地方に16人、
②の法人等の支援関連については、本省に担い手・法人総合対策室（仮称）を設置するほか1人、地方に7人、
③の農業の構造転換の推進関連については、本省に5人、地方に24人となっている。

次に、配付資料の「2 森林の循環利用の推進と災害に強い森林づくりに向けた体制の強化」については、本庁に7人、地方に16人となっている。

続いて、配付資料の「3 適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化」については、本庁に18人となっている。

最後に、配付資料の「4 その他」については、本庁に1人となっている。

（西山調査交渉部長）

第1回労使間意見交換会で示されていた機構要求以外のその他組織に関する要求について、要求どおり認められたのか。

（渡邊秘書課調査官）

いずれも要求どおり認められている。

（西山調査交渉部長）

昨年末、食糧法改正案の方針として、①生産調整の文言を削除し需要に応じた生産とする、②正確な流通実態や生産量を把握するため調査対象を拡大、③政府備蓄米の定義や備蓄方法の見直し、が示されたが、これらに対応するための定員は確保出来たのか。

また、配置場所及び定員数は、どのようになっているのか。

（武田農産局総務課長）

食糧法改正については現段階で検討中であるが、米の需給見通しの精度向上と市場動向の密な情報発信に向けた情報把握の強化のため、新たな報告等のとりまとめや円滑な流通に向けた関係業界との調整を行う「米流通対策官」を農産局穀物課に設置し、地方農政局等においても「米流通調査係」を配置することにより体制を整備したところである。

また、農産局農産政策部貿易業務課に「米穀業務安定係」を配置し、備蓄米の出庫を迅速に行えるよう体制を整備したところである。

（西山調査交渉部長）

新規増員215人の本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局等・県域・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳はどのようにになっているのか。

(渡邊秘書課調査官)

新規増員 215 人の内訳は、本省庁 69 人、植物防疫所 6 人、動物検疫所 11 人、動物医薬品検査所 1 人、農林水産政策研究所 1 人、地方農政局本局 68 人、事業所 29 人、北海道農政事務所 7 人、森林管理局 23 人となっている。

(西山調査交渉部長)

地方出先機関の新規増員について、253人の要求に対し146人が認められたが、農業の構造転換を推進するための体制の強化など本省と地方出先機関が一体となって的確に対応できる新規増員数となっているのか。

(渡邊秘書課調査官)

令和 8 年度においては、新たな食料・農業・農村基本計画の下、農業の構造転換を集中的に推し進めるとともに、農林水産業を取り巻く諸課題に対して本省と地方出先機関が一体となって的確に対応できるよう、地方出先機関全体で 146 人の増員を確保したところであり、必要な定員は確保できたものと考えている。

(西山調査交渉部長)

通常分以外の別枠の新規増員はどのようにになっているのか。

また、時限増員の内訳と時限年次はどのようにになっているのか。

(渡邊秘書課調査官)

新規増員 215 人のうち、別枠の時限増員は 3 人であり、その内訳は、令和 12 年度末までの時限が林野庁本庁 1 人、令和 13 年度末までの時限が林野庁本庁 1 人、令和 17 年度末までの時限が森林管理局 1 人となっている。

また、同じく別枠の業務効率化に資するDXに係る増員は 6 人となっている。

(西山調査交渉部長)

ワークライフバランスの推進及び国家公務員の超過勤務縮減のための定員と配置の考え方は、どのようにになっているのか。

(渡邊秘書課調査官)

ワークライフバランスの推進のための定員の内訳は、新事業・食品産業部1人、動物検疫所3人、地方農政局本局6人、北海道農政事務所1人、森林管理局2人となっている。

この定員は、産前・産後休暇等を取得する職員の代替要員を確保する場合や、育児短時間・育児時間を取得する職員の代替要員を常勤職員により確保することが必要な場合、産前・産後休暇、育児休業からの復帰後の人的支援が必要な場合において必要な人員を配置する際に活用するなど、働き方改革を推進する観点から措置されたところである。

また、超過勤務の縮減のための定員の内訳は、デジタル戦略グループ1人、農林水産政策研究所1人、水産庁1人となっている。

この定員は、法律改正や制度改正などの超過勤務が多くなる傾向にある業務に対して、人員を配置することで1人当たりの業務負担を軽減し、超過勤務を縮減させる観点から措置されたところである。

(西山調査交渉部長)

定員合理化により293人を減員しているが、本省庁、植物防疫所、動物検疫所、動物医薬品検査所、漁業調整事務所、地方農政局等・県域・地域拠点、国営土地改良事業所等の内訳及び削減の割当ての考え方はどうになっているのか。

(渡邊秘書課調査官)

定員合理化による減員293人の内訳については、本省庁56人、植物防疫所6人、動物検疫所7人、動物医薬品検査所1人、地方農政局本局108人、県域拠点13人、北海道農政事務所本所17人、地域拠点3人、事業所36人、森林管理局43人、漁業調整事務所3人であり、それぞれの配分に当たっては、業務の状況や欠員状況を考慮して対応したところである。

(西山調査交渉部長)

その他減111人の内、時限到来減42人を除く府省間再配置31人、業務改革による減37人、アタッシェ合理化減1人の理由と内訳を示すこと。

(渡邊秘書課調査官)

府省間再配置による減員は、厳しい査定環境の下、査定当局から、当省と親和性のある業務を行っている他府省に定員を振り替えるよう強く求められたことによるものであり、その内訳は、地方農政局本局26人、県域拠点5人を内閣府2人、公正取引委員会2人、消費者庁3人、デジタル庁3人、総務省4人、外務省3人、文部科学省3人、環境省2人、防災庁9人に振り替えている。

業務改革による減員は、新たなニーズに積極的に対応するため、現行組織における業務

内容や職員の年齢構成等を踏まえ業務改革に一層取り組む観点から、当省において独自に実施したものであり、その内訳は、地方農政局本局 22 人、県域拠点 15 人となっている。

アタッシェ合理化による減員は、外務省の在外公館における各府省庁のアタッシェ定員数に応じて、外務省から各府省庁へ合理化数割当が行われ、割当数の定員を外務省に振り替えるものであり、大臣官房 1 人となっている。

(西山調査交渉部長)

令和 7 年度末で時限到来となる定員について、減員 42 人及び延長となるポストの理由と内訳を示すこと。

また、減員が 42 名となっているが、業務への支障はないのか。

(渡邊秘書課調査官)

令和 7 年度末で期限到来となる定員は、東日本大震災後の復興事業関連を中心に 118 人いる中で、査定当局との間で折衝を行った結果、東日本大震災関連 39 人、農産物の生産構造改革関連 1 人、農畜産物の輸出対策関連 2 人が時限到来減となった一方で、動物検疫関連 5 人については、令和 11 年度末までの延長、東日本大震災関連 70 人、生産・流通体制の合理化推進関連 1 人については令和 12 年度末までの延長が認められたところである。

また、減員となった定員については、例えば、東日本大震災に係る復旧・復興工事が完了しているなどその定員の措置の必要性がなくなっていることから、業務への支障はないものと考えている。

(西山調査交渉部長)

本年度は定年年齢が 62 歳に引上げられ定年退職者が発生しない年になるが、2026 年度の定員削減は問題なく対応できるのか。

また、2026 年度の新規採用者等の採用に必要な特例定員として 181 人を要求していたが、何人が認められたのか。配置については、どのような考えなのか。

(渡邊秘書課調査官)

本年度は、定年退職者が発生しないものの、一定の欠員数が見込まれるため、対応できるものと考えている。

また、令和 8 年度の特例定員については、要求どおり、本省において 181 人を確保したところであり、配置に当たっては、新規採用者の採用状況等を考慮して行うこととしている。

(西山調査交渉部長)

定年引上げに伴う級別定数は確保出来たのか。役降り及び中堅・若手職員の昇格ペースが維持できる定数が確保出来たのか。

(川本秘書課長)

定年引上げに伴う級別定数改定については、中堅・若手職員の昇格ペースが維持できる定数が認められたところである。

(西山調査交渉部長)

定年延長の職員について、意思確認に基づく勤務地への配置は可能となるのか。

(川本秘書課長)

昨年 11 月に職員の意向確認のために実施した希望調書等を踏まえ、全体の人事企画の中で、配置等について引き続き検討しているところである。

(西山調査交渉部長)

フルタイム希望者が希望どおりの再任用となるのか。機関毎の再任用者数及び格付け級など、具体的な考え方を示すこと。

(川本秘書課長)

フルタイム再任用の配置については、職員が培ってきた知識・経験を有効に活かせるよう、各部局の欠員状況を勘案しつつ、人事企画の中で他の人事と同様に、本人の希望や業務経験等を総合的に勘案し、検討を進めているところである。

(西山調査交渉部長)

定年前再任用短時間勤務、短時間勤務暫定再任用について、必要な定数は確保出来たのか。また、希望勤務地での再任用となるのか。あわせて、機関毎の再任用者数及び格付け級や時間数など、具体的な考え方を示すこと。

(川本秘書課長)

令和 8 年度における定年前再任用短時間勤務、暫定再任用短時間勤務の定数については、昨年 6 月に実施した意思確認の結果を踏まえ、必要数 2,011（定年前再任用短時間勤務 435、暫定再任用短時間勤務 1,576）を確保したところであり、各部局の業務状況や職員の配置状況を踏まえつつ、雇用と年金の接続が確実に行われるよう対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

新規採用者715人、社会人採用者295人を予定しているが、配置の考え方及び部局・機関別の採用予定数を示すこと。

(川本秘書課長)

令和8年度新規採用予定者数は、本省庁260人、検査指導機関75人、地方農政局及び北海道農政事務所219人、森林管理局140人、海事職21人の合計715人程度の採用を予定している。また、経験者採用予定者については、本省庁106人、検査指導機関9人、地方農政局及び北海道農政事務所132人、森林管理局45人、漁業調整事務所3人の合計295人程度の採用を予定しており、農林水産省全体で新規採用者及び経験者採用者を適切に配置してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

地方環境事務所など環境省へ派遣されている人数は、来年度も変わりないのか。

(川本秘書課長)

環境省福島地方環境事務所への職員派遣については、再任用者を含め、現時点で39人と多数の職員を派遣しているところであるが、福島県の復旧・復興を進めるべく、今後も最大限努力していく考えである。

(西山調査交渉部長)

地方農政局等の2026年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

(川本秘書課長)

人事異動については、本人の意向を確認しつつ、業務への適性、職務経験等を踏まえ、これまでも適材適所の配置となるよう実施しているところであり、今後も引き続き適切に対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

国営土地改良事業所等における新規増員は29人となっているが、2025年度補正予算も含め昨年より予算が増えるなか、欠員が一向に解消がされないなど、最大の課題である人員不足を解消できるのか。どのような業務体制や対策、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

(鈴木農村振興局総務課管理官)

令和8年度においては、農業水利施設の機能保全施策の推進のほか、補修・更新に併せ

た施設の適正化の推進、農業の生産性向上等の課題に対応するため、事業所等に29人の新規増員が認められたところである。

引き続き、必要な定員を確保するとともに、新規採用や経験者採用の確保、定年の引上げにより増加するシニア職員の知識・経験等を活用した適切な配置などにより、事業所等における円滑な業務の遂行に支障が生じないよう、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

また、業務が特定の者に偏ることがないよう計画的な業務運営に努めるとともに、入札・契約手続の効率化や、現場技術業務として工事の発注・監督事務の外注化を行うなど、事業の執行に支障を生じさせないよう努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

来年度に設置される2事業所及び1支所について、設置時期と人員配置はどのように考えているのか。

また、廃止される5事業所、3建設所及び2支所の廃止時期は、2026年3月31日との理解でよいか。

なお、先に要請した閉鎖事業所の課題について、速やかに改善を図るよう求める。

(鈴木農村振興局総務課管理官)

令和8年度に新設する2事業所については、本年4月1日に設置する予定であり、人員体制については、基本となる9ポストに加え、事業量等に応じて必要となるポストを設置することとし、全てのポストに人員を配置することとしている。

支所についても本年4月1日に設置し、3ポストに人員を配置する予定である。

また、廃止となる5事業所、3建設所及び2支所については、本年3月31日に廃止することとしている。

なお、閉鎖を迎える事業所等において円滑に業務が遂行されるよう、引き続き地方農政局本局とも連携して対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

閉鎖事業所及び閉鎖を数年後に予定している事業所等の人員配置について、事業の進捗状況や事業完了までの業務を見込んだ配置を行うことが必要であるが、人員不足が解消できないなかでどのような対策を講じるのか。

(鈴木農村振興局総務課管理官)

閉鎖予定の事業所等については、閉鎖までのスケジュールを明確にするとともに、所内会議等において業務の進捗状況を確認し、認識の共有を図ることとしている。

また、新たな課題が発生した場合には、地方農政局本局担当課等と連携するなど、円滑

な業務運営を進めているところである。

(西山調査交渉部長)

全国で頻発・激甚化する自然災害からの復旧対応のため、引き続き市町村等への技術支援派遣が行われているが、当該派遣業務に必要な定員は確保できているのか。

(鈴木農村振興局総務課管理官)

全国で頻発・激甚化する自然災害に対応し、被災した農地・農業用施設等の復旧迅速化のため、これまでに被災自治体における迅速な被害把握、応急対策等に係る支援及び災害復旧事業等の技術的な指導等を行うための体制整備を進めてきており、令和8年度においても更に2人を確保したところである。

(小林林野庁林政課長)

多発する山地災害や林野火災等への対応として、国有林において災害時の民有林支援等を機動的に行うための体制強化として、本庁と局署で13人が認められたところである。

(水野水産庁漁政課長)

これまでにも自然災害により被災した市町村等に対しては、災害復旧担当職員による支援を行ってきたところ。令和8年度においては、更に大規模災害時の迅速な被害状況の把握、地方自治体等への支援体制を構築するため新たに2名が認められたところである。

(西山調査交渉部長)

国営土地改良事業所等の2026年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

(鈴木農村振興局総務課管理官)

人事異動に当たっては、事業所の業務運営状況を踏まえつつ、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、職務希望等調書などから職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応しているところである。

(西山調査交渉部長)

植物防疫所・動物検疫所両職域においては、水際対策の強化や国内防疫業務が増加する一方、欠員が補充されない、業務量に見合った人員配置となっていないなど、人員不足が最大の課題となっている。

こうしたなか、植物防疫所の定員は増減なしとなっており、人員不足が解消できないな

か、どのような業務体制を考えているのか。組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

また、動物検疫所は3人の増員となっているが、人員不足を解消出来るのか。どのような業務体制を考えているのか。組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

さらに、両職域の新規増員の配置及び削減の割当ての考え方、官署はどのようになるのか。

(望月消費・安全局総務課長)

植物防疫所においては、訪日外国人の回復・増加に対応するため坂出支所に1人、植物の違法な輸入事例に的確に対応するため関西空港支所に2人、福岡支所に1人、重要病害虫の侵入及びまん延防止のため鹿児島支所に1人、那覇本所に1人の新規増員が認められたところである。

また、人員が限られている中で、その配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査した上で、適切に対応して配置しているところである。今後とも業務量等を的確に把握し、業務分担、配置等を工夫して特定の職員に負担が偏らないよう配慮するなど、円滑な業務運営に努めてまいりたい。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、割り当てを行ったところである。

動物検疫所においては、神戸空港第2ターミナルにおける検疫体制強化のため神戸支所に3人、検疫探知犬の柔軟な運用のための体制整備のため成田及び羽田空港支所に各1人（計2人）、国内における違法畜産物取締りに係る体制整備のため成田、羽田空港及び中部空港支所に各1人（計3人）の新規増員が認められたところである。

業務体制については、実員の配置に支障が生じないよう、新規採用者の確保に加え、既卒者の選考採用を行うとともに、育児休業等職員の代替職員の採用を行い、必要な人員の確保を図ってまいりたい。

また、人員の配置については、各所の業務執行体制、業務量等を十分精査し適切に対応するとともに、的確な業務が実施できるよう最大限の努力を行ってまいりたい。

なお、定員合理化については、業務量等の把握を行い、割り当てを行ったところである。

(西山調査交渉部長)

門司植物防疫所鹿児島支所熊本空港出張所（仮称）の設置、門司植物防疫所直轄の大分出張所（仮称）の設置について、設置時期、管轄区域、体制はどのように考えているのか。

(望月消費・安全局総務課長)

門司植物防疫所大分出張所（仮称）及び鹿児島支所熊本空港出張所（仮称）については、令和8年4月に設置する予定である。大分出張所については、鹿児島支所から門司本所の

直轄となるが、移転等は実施せず、管轄区域及び出張所長以下の体制に変更はないと考えている。熊本空港出張所については、八代港湾合同庁舎に所在する八代出張所を熊本空港内に移転する形での設置を予定しているが、八代港等での検査は熊本空港出張所が対応することとしており、管轄区域及び出張所長以下の体制に変更はないと考えている。

(西山調査交渉部長)

植物防疫所・動物検疫所両職域は欠員が多い状況であり、新規採用者及び社会人採用者の確保、離職防止に向け、どのような対策を行っているのか。

また、長期病気療養による欠員、育児・介護の両立に必要な代替要員や非常勤職員の確保に向けどのような対策を行っているのか。

(望月消費・安全局総務課長)

植物防疫所においては、インターンシップの受け入れや職場及び大学へ出向いての業務説明会等PR活動を積極的に行い、採用者の確保に努め、経験者採用を実施するなど最大限の努力を図っているところである。また、離職防止対策の一環として、植物防疫所若手職員向けに将来異動の可能性ある部署の担当者による業務説明会を実施しているところである。

なお、育児休業職員の代替として任期付き職員を採用しているところであるが、長期病気療養に係る欠員等を含め、各所の業務量を勘案しながら人員を調整し、応援体制を維持できるよう努めてまいりたい。

動物検疫所においては、インターンシップの受け入れや業務説明会等のPR活動を積極的に行い、採用者の確保に努めているところであり、採用後は必要に応じて職員面談を行うなど、きめ細やかな対応を行いながら職場への定着を図っているところである。

また、育児休業職員の代替職員等の確保に当たっては、ハローワークへの登録のほか、動物検疫所HPや日本獣医師会HPへの掲載依頼を行うなど工夫しながら、応募者の確保に努めているところである。

このような対応を行いながら、今後も人員確保に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

植物防疫所及び動物検疫所の2026年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

(望月消費・安全局総務課長)

人事異動については、本人の意向も参考にしつつ、業務への適性、職務経験、人材育成の観点等を踏まえ、適材適所の考え方従って実施しているところであり、引き続き適切

に対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

漁業調整事務所について、3人の削減となっているが、用船における漁業監督指導官の複数乗船体制や漁業取締り時の安全が確保できる人員配置となるのか。また、白鷺が就役するにあり、安全運航や取締時の安全確保に十分な人員配置となるのか。

さらに、漁業調整事務所の削減の割当ての考え方、官署はどのようになるのか。

(水野水産庁漁政課長)

行政の効率化、財政健全化の観点から、政府全体の定員合理化計画により、やむをえず水産庁本庁のみならず、各漁業調整事務所においても同様に定員削減を進めていく必要がある。他方、白鷺（しらさぎ）を含めた官船の安全運航や取締等の業務遂行時の安全確保に支障が生じないよう、引き続き、必要な人員の確保に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

令和8年度予算概算決定において官船9隻、用船37隻により漁業取締体制を強化しているが、今後、どのような業務体制や対策を考えているのか。漁業調整事務所の事業遂行に支障を生じさせず、組合員の労働条件を確保するための具体策を示すこと。

(水野水産庁漁政課長)

我が国漁船の操業の安全を確保するため、引き続き、新規採用者の確保などにより必要な人員の確保に努め業務遂行に支障が生じないようにするとともに、取締体制の強化によって生じる追加業務や負荷が、長時間労働や休暇取得の制約につながらないようにし、業務が特定の者に偏ることがないよう計画的な業務運営に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

漁業調整事務所は社会人採用3人、船舶は新規採用者21人となっているが、採用者の確保に向け、どのような対策を行っているのか。

また、離職者の状況はどのようにになっているのか。離職防止に向け、どのような対策を行っているのか。

(水野水産庁漁政課長)

求人サイト、SNSの活用、大学との連携など複数の経路を活用した採用チャネルの多様化、働きやすさやキャリア形成の魅力を発信、テレワーク等の柔軟な働き方の提示やインターンシップの充実等、様々な対策を行い新規採用者の確保に努めてまいりたい。

また、昨年度は十数人の自己都合退職、早期退職者が発生したが、昇進等のキャリアパスの明確化、ハラスメント防止、ワークライフバランスの確保等の職場環境の改善、上司との定期面談等によるコミュニケーションの強化を図りつつ、離職防止に努めてまいりたい。

(西山調査交渉部長)

船舶予備員について、不測の事態に乗組員が安心して下船することができる十分な船舶予備員は確保出来たのか。

(水野水産庁漁政課長)

船舶予備員については、病気等により欠員が生じた場合の交代要員として位置付けられ、その充実は必要なものと認識しており、これまで増隻の状況を踏まえ人員を確保してきたところである。

また、病気等により下船者が発生した場合には、速やかに予備員を派遣する等、可能な限りの対応を行ってきており、今後も、水産庁官船の運航に支障が生じることのないよう対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

漁業調整事務所及び船舶の 2026 年度の人事異動にあたっては、組合員の希望を十分尊重すること。

(水野水産庁漁政課長)

人事異動に当たっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、意向調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

級別定数改定について、どのような査定結果となったのか。

特に、地方出先機関の処遇改善が実現できる定数が確保出来たのか。新たな基本計画に基づく施策が実施されるなか、地方農政局と同様に北海道農政事務所の職務・職責の高まり、地方農政局の組織再編により県域拠点も管区機関に位置付けられたが、級別定数の査定結果はどのようにになっているのか。

なお、この間も行政職（二）の運用基準の緩和、海事職（一）及び（二）、医療職（三）の昇格基準の緩和を求めてきたところである。これらの処遇改善が図られる級別定数改定が実現するよう、引き続き最大限の対応を要請する。

(川本秘書課長)

地方出先機関を含め、全体としては必要な級別定数が認められたところであるが、更なる処遇改善のため、引き続き級別定数の確保に努めてまいりたい。

昇格基準の緩和については、行政職（二）の運用基準、海事職及び医療職（三）の昇格基準に関し、弾力的な運用を行えるよう、引き続き人事院に要望してまいりたい。

(西山調査交渉部長)

現在、4月期の人事異動に向け作業中のことと思料するが、人事異動にあたっては、必要に応じて面談を行うなど丁寧な対応を行うとともに、組合員の理解と納得のもとに行うこと。

また、転居を伴う人事異動にあたっては、引越業者の確保などに向けた赴任期間の弾力的運用はもとより、転校手続や廃止事業所の借り上げ宿舎からの退去など赴任期間の運用では解決できない課題もあることから、農林水産省として内示の早期化や人事異動、引越の分散化に取り組むよう重ねて要請する。

(川本秘書課長)

人事異動に当たっては、人材育成を含めた適材適所の配置となるよう、希望調書をもとに、必要に応じて個別面談等を行いながら職員の意向を丁寧に把握し、適切に対応してまいりたい。

なお、4月期の人事異動は対象者が多い状況になるが、転居を伴う異動の場合には、赴任期間を有効に活用することや、赴任期間内での引越しが困難な場合やその他やむを得ない場合には、赴任期間延長の申出ができるとしている。

(関書記長)

引き続き厳しい定員事情のもとで、新たな農林水産業を巡る諸課題に的確に対応し、新たな基本計画に基づく諸施策を着実に推進しなければならないが、今後も我々労働組合との十分な議論の上、対応するよう求める。

また、2026年度の業務運営にあたっては、4月以降の円滑な業務執行体制の確立が重要となることから、我々も今回の予算概算、組織・定員決定を踏まえた課題把握をするため、意見集約に取り組むこととするので、各職域の課題を改善する観点から、3月中旬に業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会の開催を要請する。

(川本秘書課長)

本日は、「令和8年度農林水産予算概算決定」と「令和8年度組織・定員」について意

見交換し、それぞれに貴重な意見をいただいたところである。

今後とも、食料安全保障の確保を始めとした農林水産業を取り巻く諸課題に的確に対応する必要があり、本省と地方機関等が一体となり協力して取り組んでいくことが重要と考えている。

このため、御要請を踏まえ、業務運営上の諸課題を議題とした労使間意見交換会を3月中旬に行うことを検討したい。

なお、地方農政局等の維持・活性化への対応については、新たな行政ニーズに積極的に対応する観点から、皆さんとも意見交換をしながら、適切に対応してまいりたい。

(渡邊秘書課調査官)

以上をもって、令和7年度第2回労使間意見交換会を終了する。

— 以 上 —